

趣旨

資料-8

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%〕

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

<課題>

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%　令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村：約12%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村：約50%〕



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

② 災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○ 広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

閣議決定：令和3年3月上旬予定 施行期日：公布から1ヶ月以内の政令で定める日

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

5



災害発生
又は切迫

きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~

4



災害の  
おそれ高い

ひなんしじ  
**避難指示**※2

3



災害の  
おそれあり

こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**※3

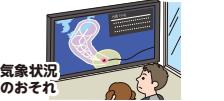
2



気象状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1



今後気象状況  
悪化のおそれ

早期注意情報  
(気象庁)

これまでの避難情報等

**災害発生情報**

(発生を確認したときに発令)

•避難指示(緊急)  
•避難勧告

**避難準備・  
高齢者等避難開始**

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**

これからは、

**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

**避難に時間のかかる**

**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの?

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。

### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

――――想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

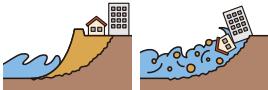


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満 (1階床下浸水)             |

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

# 氾濫開始相当水位の位置付け

- ・災害対策基本法の改正（2021年5月20日）に伴い、市町村が発令する避難情報が大きく変わりました。
- ・警戒レベル4にあたる「避難勧告」と「避難指示」が一本化され、「避難勧告」は廃止されます。
- ・「警戒レベル5緊急安全確保」を発令する基準例として、越水が開始すると想定される「氾濫開始相当水位」を整理しています。

## ■避難情報の変更

警戒レベル

5

4

3

2

1

新たな避難情報等

緊急安全確保※1

避難指示※2

高齢者等避難※3

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

これまでの避難情報等

災害発生情報  
(発生を確認したときに発令)  
・避難指示(緊急)  
・避難勧告

避難準備・  
高齢者等避難開始  
大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

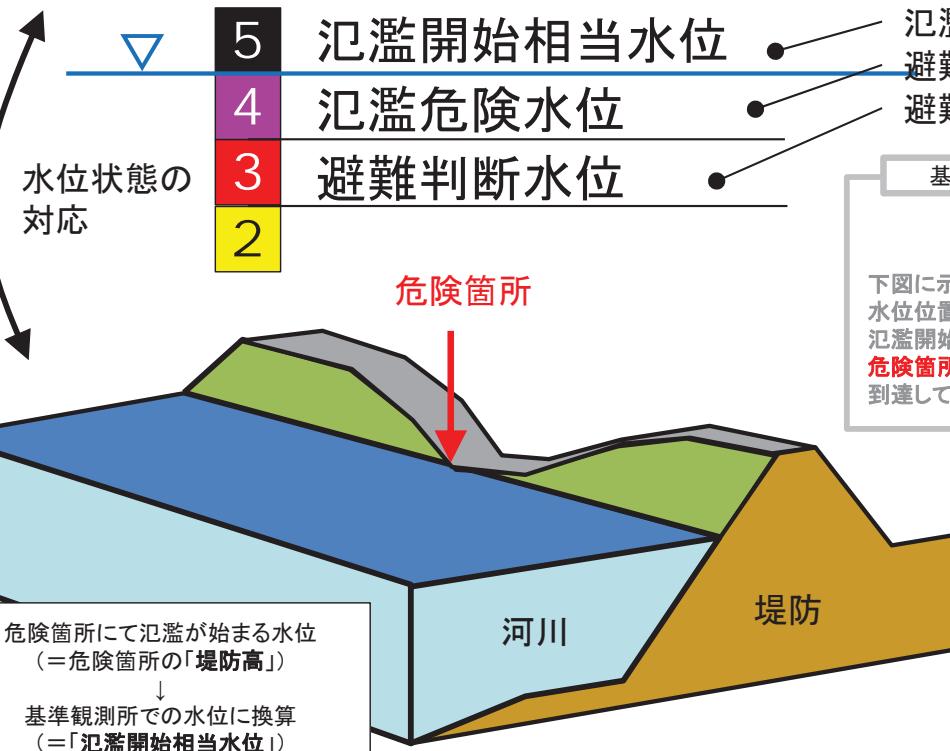
早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自動的に避難するタイミングです。

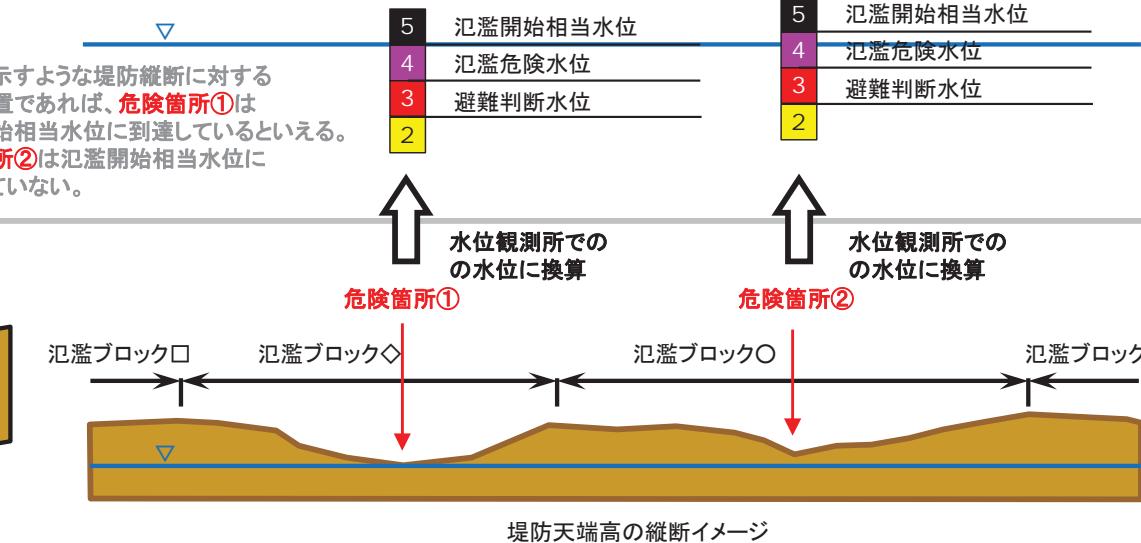
## 基準水位観測所



氾濫の開始が想定される水位  
避難完了時間(リードタイム)を考慮した水位  
避難場所の開設等に要する時間を考慮した水位

基準水位観測所

下図に示すような堤防断面に対する  
水位位置であれば、**危険箇所①**は  
氾濫開始相当水位に到達しているといえる。  
**危険箇所②**は氾濫開始相当水位に  
到達していない。

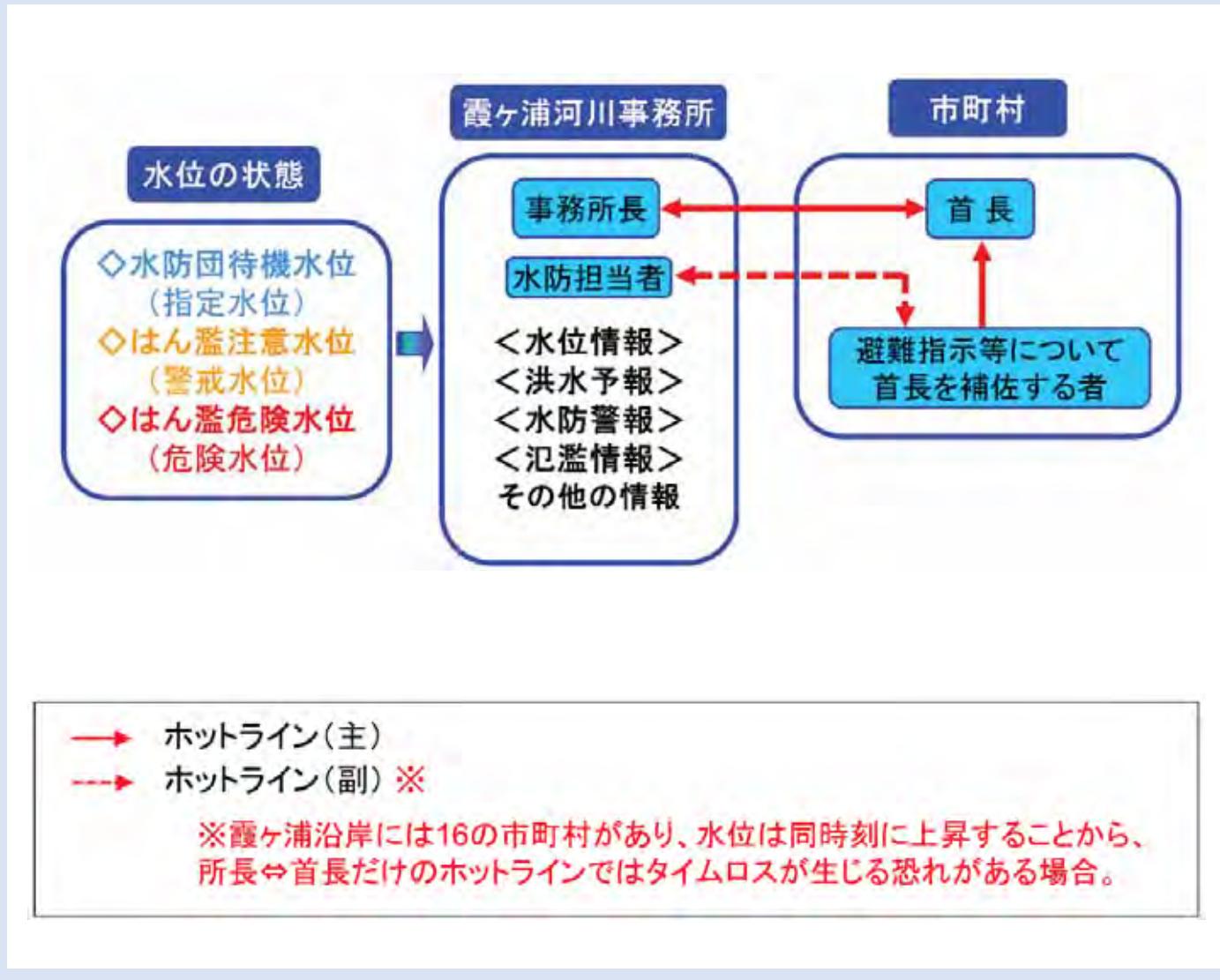


霞ヶ浦管内は基本的に水位が一定である。  
よって危険箇所ごとに、その堤防高によって、  
氾濫開始相当水位は異なる。

# ホットラインによる迅速な情報の伝達

- ・緊急時において、水位の状態や決壊などの伝えるべき情報が正確かつ迅速に伝達されるよう関係市町村長と霞ヶ浦河川事務所長との間で、ホットライン（電話）を構築。  
さらに、霞ヶ浦沿岸には16の市町村があり、水位は同時刻に上昇することから、ホットライン（副）系統として、避難指示等について、首長を補佐する者と霞ヶ浦河川事務所水防担当者との間でも、ホットラインを有効に活用する。

- ・令和3年5月12日に実施された洪水対応演習において、16市町村とホットラインの訓練状況



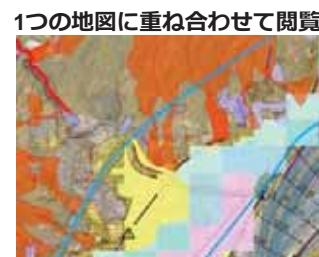
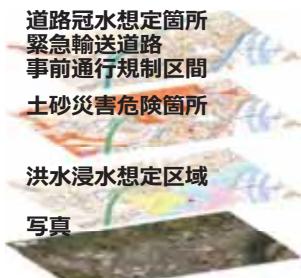
# 国土交通省ハザードマップポータルサイト

- 全国の防災情報を1つの地図上で重ねて閲覧可能。 <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 全国の市町村のハザードマップを検索、閲覧可能。
- 重ねるハザードマップにおいて公開中の洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域の情報をオープンデータとして提供開始(10/3)

※上記データの活用促進を目的に、同データ等を活用した防災アプリの公募を国土地理院で実施(10/3公募開始)

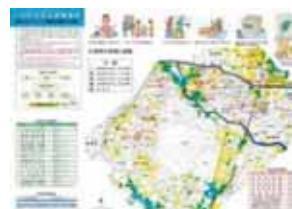
## 重ねるハザードマップ

様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも1つの地図上で重ねて閲覧できます。



## わがまちハザードマップ

全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。



洪水ハザードマップは約98%の市町村で公表済み  
(平成30年6月時点)

土砂災害ハザードマップは約83%※の市町村で  
公表済み(平成30年3月時点)

## 洪水ハザードマップ 土砂災害ハザードマップ

対象1,340市町村  
(平成30年6月)

対象1,528市町村  
(平成30年3月)



※土砂災害防止法に基づくハザードマップであり、土砂災害危険箇所をベースとしたハザードマップを含んでいない

二次元コード



# 浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)

## <システムの主な機能>

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)

中心緯度 43.004471 経度 143.212797 移動 度分秒

出水時に監視すべき、河川の水位情報(テレメータ水位)の表示が可能

指定した地点に浸水をもたらすと想定される堤防の決壊地点の検索が可能

選択した地点の堤防が決壊した場合の最大浸水領域・浸水深や浸水深の時間変化アニメーションの表示が可能

選択した地点

二次元コード

浸水領域内の任意の場所の浸水ランクを表示可能

浸水ナビ <https://suiboumap.gsi.go.jp/>

検索

地図記号

- 破堤点
- 最大浸水高さ
- たきこみ堤防
- 選択破堤点
- 水位観測所
- 指定地点
- 浸水想定範囲
- 移動可能範囲
- 最大浸水領域

浸水ランク

- 0.0m ~ 0.5m未満
- 0.5m ~ 3.0m未満
- 3.0m ~ 5.0m未満
- 5.0m ~ 10.0m未満
- 10.0m ~ 20.0m未満
- 20.0m以上

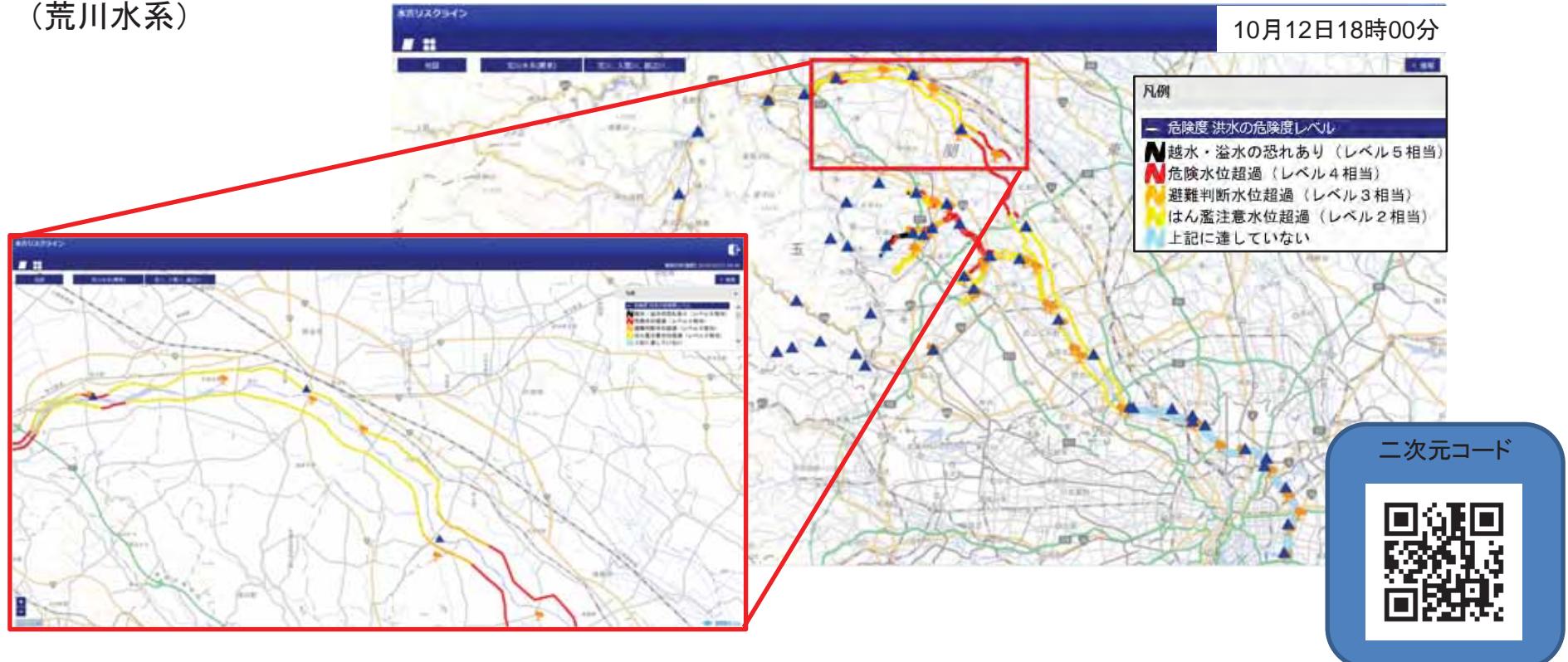
浸水ランク(目次)

- 0.0m ~ 0.5m未満
- 0.5m ~ 3.0m未満
- 3.0m ~ 5.0m未満
- 5.0m以上

# 水害リスクライン

観測所地点の水位から上下流連続的な水位をリアルタイムで計算し、堤防の高さと比較することで危険度を表示する「水害リスクライン」により、災害の切迫感をわかりやすく伝える取組を推進

水害リスクライン  
(荒川水系)



# 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ~いのちとくらしをまもる防災減災~

## ■「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の概要

- ここ数年来、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、災害から国民の命と暮らしを守るためにには、これまでの教訓や検証を踏まえ、抜本的かつ総合的な防災・減災対策が必要です。
- 国土交通省ではその総力を挙げて、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指すため、令和2年1月に、新たに「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ~いのちとくらしをまもる防災減災~」を立ち上げました。

## ■プロジェクトでとりまとめた施策について

このプロジェクトでは、

- 縦割り志向ではなく、関係者や他分野と連携することにより、防災・減災施策を強化できないか
- 国民目線に立ったわかりやすい施策となっているか

という「連携」と「国民目線」をキーワードとして、国土交通省の防災・減災施策を総ざらいの上、ブラッシュアップを行い、令和2年7月に、施策のとりまとめを行いました。今後、関係省庁や地方公共団体など関係者と連携して、プロジェクトに基づく施策を強力に推進して参ります。

プロジェクトの内容について、活用されるニーズごとに2種類のパンフレットを作成しました。ぜひご活用ください。



パンフレットは国土交通省ホームページに掲載しております。

こちらからダウンロードできます。⇒ [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/seisaku\\_point Tk\\_000034.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/seisaku_point Tk_000034.html)